

○杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成23年4月1日

告示第36号

(趣旨)

第1条 町は、低炭素で地球にやさしいエネルギー社会を実現するため、住宅用エネルギーシステム（以下「エネルギーシステム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成11年杉戸町規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用エネルギーシステム 別表に掲げる機器の区分に応じ、同表に掲げる要件を満たすもので、住宅用として未使用のものとする。
- (2) 既存住宅への設置 既にある住宅にエネルギーシステムを設置する場合
- (3) 新築住宅への設置 建物の新築に合わせてエネルギーシステムを設置する場合

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助金の申請をすることができる者は、町内に自ら居住（当該住宅の住宅部分の床面積が2分の1以上である店舗併設の住宅を含む。）又は居住する予定の住宅にエネルギーシステムを設置（住宅の新築に合わせたエネルギーシステムの設置を含む。）する者とする。

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 5万円（ただし、補助対象機器の設置に併せ、新たに別表に定める機器(HEMS)を導入する場合は、6万円とする。）
- (2) 住宅用蓄電システム 5万円（ただし、補助対象機器の設置に併せ、新たに別表に定める機器(HEMS)を導入する場合は、6万円とする。）

- (3) 太陽熱利用システム（自然循環型） 3万円
- (4) 太陽熱利用システム（強制循環型） 3万円
- (5) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 5万円

2 この告示の規定に基づく補助金の交付は、機器の種類ごとにそれぞれ1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該住宅用エネルギーシステム設置工事の着工前かつ当該年度の3月10日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）までに、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置に要する経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (2) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（新築住宅への設置の場合）
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真
- (4) 設置場所案内地図
- (5) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとし、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を終了することができる。

（変更承認申請等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の内容を変更するときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、エネルギーシステムの設置を中止するときは、速やかに杉戸町住宅用エネルギーシステム設置中止届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第8条 町長は、前条第1項の変更の申請があったときは、当該変更を承認するか否かを決定し、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更等承認・不承認書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該年度の3月24日（当該日が休日に当たるときは、当該休日前の開庁日）までに、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施に係る領収書等の写し（エネルギーシステムの設置費用が明示されたもの）
- (2) 補助事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
- (3) 電力会社が発行した書類（接続契約締結書等）の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等により、報告に係る成果が補助金の交付の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）により、町長に対して補助金の支払を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の補助金の交付決定を取り消す場合は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付取消通知書（様式第9号）により、また、既に交付した補助金を返還させる場合は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金返還命令書（様式第10号）により行うものとする。

(維持管理)

第13条 補助事業者は、補助対象エネルギーシステムを当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して維持管理するものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(報告)

第15条 町長は、必要に応じ補助事業者に対し報告を求めることができる。

2 前項の報告は、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置定期報告書（様式第11号）により行うものとする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第19条第2号に規定するその他町長が定めるもの（処分制限財産）は、補助事業により取得したエネルギーシステムとする。

2 規則第19条ただし書に規定する町長が定める期間（財産処分制限期間）は、法定耐用年数とする。

3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）により町長に承認の申請をしなければならない。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第42号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月29日告示第135号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年8月7日告示第124号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示前に、改正前の杉戸町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものは、従前の様式により実績報告を行うことができる。

3 平成25年度においては、改正後の杉戸町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第10条第3号及び様式第6号中の規定については、「電力会社の承諾印が押印された「電力受給契約申込書」の写し」とあるのは、「電力会社が発行する「電力受給契約のご案内」又は電力会社の承諾印が押印された「電力受給契約申込書」の写し」とする。

附 則（平成26年4月1日告示第74号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年5月1日告示第111号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年3月26日告示第46号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月3日告示第251号）

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第61号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第59号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

機器の種類	要件
太陽光発電システム	1 太陽電池を利用することにより太陽光を電気に変換するシステムであること。 2 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであり、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること。 3 太陽電池容量（日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。）が、10キロワット未満であること。 4 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること。 5 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	エネルギーシステムや家電をネットワーク化し、家庭のエネルギー使用量を管理・制御できるシステムであること。
蓄電システム	1 再生可能エネルギー等により発電した電力又

	は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて住宅の電力として使用できる定置型のシステムであること。 2 蓄電池について、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。
太陽熱利用システム（強制循環）	1 太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯及び空調に利用するシステムで、集熱器と蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるシステムであること。 2 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。
太陽熱利用システム（自然循環）	1 太陽熱利用エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用する集熱器及び貯湯槽が一体型のシステムであること。 2 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること。
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	1 都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステム。 2 一般社団法人燃料電池普及促進会の「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の補助対象機器として指定されたもの。

様式第 1 号（第 5 条関係）

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書

年 月 日

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金の交付を受けたいので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

エネルギーシステムを設置する場所	杉戸町
エネルギーシステム設置に要する費用	円
設置工事着工予定日	年 月 日
建物区分	1 新築住宅、2 既存住宅
太陽電池の最大出力（小数点 2 桁未満は切捨て）	k W
蓄電池の容量（小数点 2 桁未満は切捨て）	k Wh
種類及び補助額（該当する補助対象システムに「レ点」を記入してください。）	
☐ 太陽光発電システム	補助額は 5 万円
☐ 蓄電システム	補助額は 5 万円
☐ HEMS	補助額は 1 万円
☐ 太陽熱利用システム（自然循環型）	補助額は 3 万円
☐ 太陽熱利用システム（強制循環型）	補助額は 3 万円
☐ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	補助額は 5 万円
補助金交付申請額	円

備考 HEMS（家庭用エネルギー管理機器）については、単体での受付はしておりません。太陽光発電システム又は蓄電システムの同時設置が対象です。

(添付書類)

- (1) 設置に要する経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
- (2) 建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し（新築住宅の場合に限る。）
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真
- (4) 設置場所案内地図
※住宅地図等現地確認できるものを添付してください
- (5) その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第6条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書

様

杉戸町長

年 月 日付で申請のあった杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請について、下記のとおり決定したので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の額は、設置工事完了後に実績報告書の提出により確定します
- 3 その他留意事項

(1) エネルギーシステムの設置が予定期間内に完了しないときは、速やかにその理由を町長に報告し、指示を受けること

(2) 補助対象事業の実施に当たっては、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱を遵守すること
- 4 不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更承認申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金の交付決定のあったエネルギーシステムの設置について、交付申請の内容を変更することについて承認を受けたいので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

- ☐ 建築工事遅延
- ☐ システム工事遅延
- ☐ システムの変更
- ☐ メーカーの変更
- ☐ HEMSの変更（追加・中止）

2 上記の理由について具体的に記入してください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置中止届出書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金の交付決定があったエネルギーシステムについて、設置を取り止めたいので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

- 1 中止する理由（具体的に記入してください）

様式第 5 号（第 8 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置補助事業変更等承認・不承認書

様

杉戸町長

年 月 日付杉第 号で申請のあったエネルギーシステム設置に係る変更等については、下記のとおり承認しました（承認しません）ので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別承認します・承認しません
- 2 交付決定変更の内容
- 3 条件
- 4 その他

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助事業実績報告書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金の交付決定のあったエネルギーシステムについて、設置が完了したので杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

設置工事着工日	年 月 日
エネルギーシステム設置に要した費用 (HEMS 設置した場合は、HEMS 設置費用)	円 (円)
太陽電池の最大出力（小数点 2 桁未満は切捨て）	k W
蓄電池の容量（小数点 2 桁未満は切捨て）	k Wh
補助金交付決定額	円

- (添付書類)
- (1) 補助事業実施に係る領収書等の写し（エネルギーシステムの設置費用が明示されたもの）
 - (2) 補助事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
 - (3) 電力会社が発行した書類（接続契約締結書等）の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知書

様

杉戸町長

年 月 日付け杉第 号で交付決定したエネルギーシステム
設置費補助金について、下記のとおり交付額が確定したので、杉戸町住宅用エネルギー
システム設置費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額	円
----------	---

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名 印
電話番号

年 月 日付け杉第 号で補助金交付額の確定のあったエネルギーシステムの設置について、補助金の交付を受けたいので、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

金融機関名	(ふりがな) 銀行・信用金庫・農協・郵便局・その他
支店名	本店・支店・その他 ()
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義人	(ふりがな)

※口座名義人は請求者と同一人となります。

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付取消通知書

様

杉戸町長

年 月 日付杉第 号で交付決定したエネルギーシステム設置費補助金について、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、交付を取り消したので通知します。

記

交付取消の理由

様式第 10 号（第 12 条関係）

杉 第 号
年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金返還命令書

様

杉戸町長

年 月 日に交付したエネルギーシステム設置に係る交付補助金について、杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日までに返還してください
- 3 返還方法 町役場指定の納付書により返金してください

様式第 1 1 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置定期報告書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(申請者) 氏 名
電 話

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおりに報告します。

記

月々の発生電力量及び売買電力量（ 年 月～ 年 月分）

区 分	発生電力量 (k w)	電力会社へ 売った電力量 (k w)	電力会社から 買った電力量 (k w)	売電料金	買電料金
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					
月分					

- (1) 電力発生量については、毎月ご自身で日を決めて電力量計を確認し記入して下さい
- (2) 売買電力量については、電力会社の検針票と領収書に記載された電力量を記入して下さい。
- (3) この報告書は、補助金を受取った翌月分から記入して下さい。

様式第 1 2 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金に係る財産処分承認申請書

杉戸町長 あて

郵便番号
住 所
(補助事業者) 氏 名
電話番号

杉戸町住宅用エネルギーシステム設置費補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、杉戸町補助金等の交付手続等に関する規則（平成 1 1 年杉戸町規則第 2 2 号）第 1 9 条の規定により申請します。

記

1、補助金交付番号

2、処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却、譲渡、交換、貸与、担保、廃棄、その他
「その他」については具体的に []

3、処分の時期

年 月 日から
年 月 日まで

4、処分の理由

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第12条関係）

様式第11号（第15条関係）

様式第12号（第16条関係）